

第29回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 令和元年11月22日（金）午後1時50分

閉 会 令和元年11月22日（金）午後3時05分

場 所 市役所北庁舎3階第6会議室

2 会議録署名委員

4番 榎本重雄 委員

5番 志水清隆 委員

17番 石坂脩 委員（会長）

3 出席委員

1番 朝倉泰則 委員

2番 千金楽千詠 委員

3番 田中 繁 委員

4番 榎本重雄 委員

5番 志水清隆 委員

6番 戸塚 孝 委員

7番 川辺 初太郎 委員

9番 菊池 伸 明 委員

10番 小林 茂 委員

11番 平田 佳 子 委員

12番 澤井 泰 造 委員

13番 田中 仁 志 委員

14番 伊藤 久 夫 委員

15番 筒井 敏 彦 委員

16番 河内 邦 男 委員

17番 石坂 脩 委員

18番 松村 良 夫 委員

19番 市川 耕 作 委員

4 欠席委員

8番 都築 一 委員

20番 小牧 直 子 委員

5 議 長

17番 石坂 脩 委員（会長）

6 事務局（説明員）

小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 第4号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 7 その他
 - (1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について
 - (2) 第30回府中市農業まつり・農産物品評会実施結果について
 - (3) 生産緑地地区の制限解除について
 - (4) 10月度の活動報告について
 - (5) 次回の総会開催日
 - (6) その他

午後 1 時 5 2 分開会

○議長（石坂委員） 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第 29 回府中市農業委員会総会を開会します。

先日の 15 日から 17 日の品評会、農業まつりでは、3 班に分かれて参加され、お手伝いいただきましてありがとうございました。

今年は台風と大雨の影響で出品数が少なく、特に葉物は少なかったですね。宝船も白菜が小さくボリュームが今一つだったような気がしました。いかに天候に左右されるかつくづく感じた次第です。

本日は、8 番都築委員さん、20 番小牧委員さんから所用により欠席との連絡が入っております。

出席者は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異義がないようですので、今回は、4 番、榎本委員さん、5 番、志水委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 2 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇〇、271 平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年 11 月 6 日、転用の目的はコンビニエンスストアとなっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いをしております。

第 2 項、届出者は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇の合計 2 筆、510 平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年 11

月 7 日、転用の目的は駐車場となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は去年の 11 月に駐車場を整備したとのことです。現地の確認は、市川委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第 1 項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、11 月 18 日に現地を確認してまいりました。既に重機等が入り工事が始まっていました。特に問題はありません。

○議長（石坂委員） はい、第 2 項、市川委員さん如何でしょうか。

○委員（市川委員） はい、17 日に見てまいりました。ここは 10 月の農地パトロールの対象地で、一年前くらいから駐車場になっていたのもので、私が転用届を出すように言った所です。早速届けが出てきたもので、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第 1 項第 2 項の報告を了承することといたします。

次に、「第 2 号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 3 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 2 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲り受け人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計 3 筆、175 平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年 10 月 23 日、転用の目的は建売住宅 1 棟となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第 2 項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、453 平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年 10 月 29 日、転用の目的は建売住宅 6 棟となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

第3項、譲り受け人は小柳町〇の〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、760平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年10月30日、転用の目的は駐車場となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は川辺委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地11月18日に確認してきました。更地になっていて特に問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、戸塚委員さん如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、相変わらず草が生えていますが、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、川辺委員さん如何でしょうか。

○委員（川辺委員） はい、20日に現地の確認をしてきました。現況は野菜が何種類か栽培され、草も生えていますが、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項から第3項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は8件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成28年10月14日から令和元年10月23日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、694平方メートル。

第2項、次の者が平成28年8月16日から令和元年10月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、2,283.84平方メートル。

第3項、次の者が平成28年11月1日から令和元年10月30日まで、引き続

き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇の〇、〇、〇の〇、〇の〇の合計4筆、畑、3,997.71平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成28年11月7日から令和元年10月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、南町〇の〇〇の〇他18筆、是政〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の〇の合計28筆、田と畑を合わせて7,128平方メートル。

第5項、次の者が平成28年11月10日から令和元年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は本町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計7筆、田と畑を合わせて4,039.21平方メートル。

第6項、次の者が平成28年11月15日から令和元年11月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、片町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は本町〇の〇〇の〇他2筆、田、584.21平方メートル。

3ページに移りまして、第7項、次の者が平成28年11月14日から令和元年11月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇の〇の合計13筆、田と畑を合わせて2,805平方メートル。

第8項、次の者が平成28年11月14日から令和元年11月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇の合計6筆、畑、2,398平方メートル。

4から6ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、柿を生産しています。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いしています。

8 から 1 0 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種植木を生産しています。

1 1 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、平田委員さんをお願いしています。

1 2 から 1 4 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、椎茸等を生産しています。

1 5 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしています。

1 6 から 2 0 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、わけねぎ他野菜を生産しています。

2 1 から 2 3 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしています。

2 4 から 2 8 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

2 9 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いしています。

3 0 から 3 2 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

3 3 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、石阪会長さんをお願いしています。

3 4 から 4 1 ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、稲、野菜等を生産しています。

4 2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いしています。

4 3 から 4 7 ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

4 8 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡をいただいた際に、現地確認の結果、問題はなかったとの連絡をいただいております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第 1 項、戸塚委員さんお願いし

ます。

○委員（戸塚委員） はい、柿を作っていて、多少草は生えていますが、問題はありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、植木畑になっていてきれいになっています。真ん中にはルバーブが植えてあります。周りにはビニールハウスが3棟建っていて、きれいに管理されていて何の問題もありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、当該地は18日に見てきました。ここは椎茸がメインですが、その他ネギを始め冬野菜が栽培されていて、肥培管理も良好で問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、昨日現地を見てきました。農地の内、田んぼは一枚だけで、その他は畑できれいに耕してあり問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、11月18日に現地の確認に行きました。○丁目の方は白菜等が植えてありました。○丁目の方はブロッコリー、ネギ、大根、人参その他いろいろ植えてあり、自宅で直売をやっていますので、細かく多品目なものを栽培し管理も良好です。何の問題もありません。

○議長（石坂委員） はい、第6項は私です。11月12日に確認してきました。適正に管理され問題ありません。第7項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、17日に現地を見てまいりました。自宅の前は田んぼと畑になっています。それ以外は全部田んぼになっています。トラクターで耕してあり問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第8項は先ほど事務局から報告があった通りです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第8項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

2ページの別記をごらんください。

1の申請者の氏名等は、使用借人が白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、使用貸人が白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、白糸台〇の〇〇の〇、畑、680平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間。

3の賃借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は1,379平方メートル。

4の賃借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計2,059平方メートル。

3ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、6ページの事業計画の認定申請書の3、都市農地における耕作の事業の内容のイ。

予備審査の項目3は、同じく認定申請書の8ページの一番下の6、周辺地域との関係。

予備審査の項目4は、同じく認定申請書の7ページの5の1、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況、8ページの5の2、申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況で、それぞれ確認し、適としています。

9ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） 現地はきれいに管理されていて問題はないと思います。〇〇さんが借りるのに金銭が発生していないと聞いていますが、そういうかたちでもよろしいのですか。

○事務局（加藤主査） はい、今回の貸借は使用貸借ですので賃料は発生しないかたちとなっています。

○委員（戸塚委員） ここで何件か貸借がありましたが、固定資産税相当額ぐらい

は払っても良いと思いますが。

○事務局（樫澤事務職員） はい、使用貸借にしていますと貸付人に相続が発生した場合、貸借期間内でも特に手続きもしないで返還してもらえますが、賃貸借にしまうと、貸付人に相続が発生した場合、返還を受けるといった契約はできません。返還を受ける場合は借受人の同意を必要とします。また、貸借期間内に借受人に相続が発生した場合は使用貸借だとその段階で貸付人に返還されますが、賃貸借では賃貸借期間内は借受人の相続人に権利が継承されるなど、貸付人の権利が大きい使用貸借にしたと思われます。

○議長（石阪委員） はい、よろしいですか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、都市農地の貸借等に係る事業計画は認定することといたします。

次に、6「その他」に入ります。

（1）「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

東京都農業会議より東京農業が抱える様々な問題解決のため、国や都に関する要望や意見を決定するにあたり、まず1月に開催されます地区別農業委員会検討会であらかじめ協議するため、各農業委員さんからの要望等の取りまとめの依頼がありました。

つきましては、後程、ご覧いただきご意見等ありましたら、12月6日、金曜日までに事務局までお知らせください。取りまとめて東京都農業会議に報告いたします。以上です。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりましたが、何かございますか。よろしいですか。（…）

次に、（2）「第30回府中市農業まつり・農産物品評会実施結果について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、先日の15日、16日、17日と3日間は天候に恵まれ、皆様にはお忙しい中ご協力いただきまして、ありがとうございます。品評会の結果等につきましては、加藤主査から報告いたします。

○事務局（加藤主査） はい、資料2に基づき説明させていただきます。まず品評会出品点数でございますが、野菜等は196点、植木、盆栽は64点となり、例年

より点数が少なくなりました。

農業まつり来場者数につきましては1万2千人ということで、両日とも晴れたことから非常に盛況のうちに終わりました。

続きまして、農産物、植木盆栽品評会の結果をご報告しよう。資料の2枚目の内容をお開きください。

まず、いも類から申しあげます。最優秀賞としてばれいしょ、〇〇〇〇さん、優秀賞にさといも、〇〇〇〇〇さんがそれぞれ受賞されています。以下記載のとおり結果となっています。

続きまして葉菜類でございますが、最優秀賞にこまつな、〇〇〇〇さん、併せて特別賞として最優秀賞の中で最も優秀ということから東京都知事賞となっています。優秀賞として、きゃべつ、〇〇〇〇さん、以下記載のとおり結果となっています。

続きまして、果実でございますが、最優秀賞にキウイフルーツ、〇〇〇〇さん、優秀賞に柿、〇〇〇〇さんが受賞されており、以下記載のとおり結果となっています。

続きまして、根菜類でございますが、最優秀賞、かぶ、〇〇〇〇さん、優秀賞、だいこん、〇〇〇〇さん、以下記載のとおり結果となっています。

続きまして、洋菜類、中国野菜の部門となりますが、最優秀賞にブロッコリー、〇〇〇〇〇さん、優秀賞にチンゲンサイ、〇〇〇〇〇さん、以下記載のとおり結果となっています。

次に花卉の部門ですが、最優秀賞にビオラ、〇〇〇〇さん、優秀賞に葉ボタン、〇〇〇〇さん、以下記載のとおり結果となっています。

次に椎茸部門ですが、最優秀賞に〇〇〇〇さん、優秀賞に〇〇〇〇さんが受賞され、以下記載のとおり結果となっています。

次のページに移りまして、こちらは参考出品や点数が少なかったものなどを対象としています。府中市農業委員会会長賞になりますが、鶏卵、〇〇〇〇さん、ミニトマト、〇〇〇〇さん、ナス、〇〇〇〇さんが受賞されています。

最後に、植木盆栽部門でございますが、最優秀賞、シルエット株立、〇〇〇〇さん、同じく最優秀賞西洋ヒイラギ、〇〇〇〇さん、同じく最優秀賞ミカン、〇〇〇〇〇さん、同じく最優秀賞五葉松、〇〇〇〇さん、以下記載のとおり結果となっています。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、ありがとうございました。説明が終わりましたが、何かございますか。（…）

委員さんで受賞された方、おめでとうございます。

次に、(3)「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、それでは、資料ナンバー3をご覧ください。生産緑地地区の制限解除について。1、買取申出ナンバー274、買取申出日、令和元年7月29日、制限解除日、令和元年10月29日、買取申出者、〇〇〇他2名、申出地の概要は、南町〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇、合計1,093平方メートル。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。何かございますか。(…)

次に、(4)「11月度活動報告について」及び(5)「次回の総会開催日」を事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、11月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が10月25日に開催され、農地法4条の届出が1件、農地法5条の届出が2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が3件、その他の審議していただきました。

10月29日から30日は、農業委員会会長研究集会が三重県四日市市で開催され、四日市市の農業の概要や委員会活動を研修していただき、併せて現地視察も実施され当日は石阪会長と小柴局長が参加いたしました。

11月に入りまして15日には、府中市農産物品評会が郷土の森博物館芝生広場で開催され、当日は川辺職務代理・松村職務代理に審査の立会いをお願いいたしました。

11月16、17日には同場所で第30回府中市農業まつりが開催され、品評会から引き続き農業委員さんに参加していただき、ご協力していただきました。お忙しい中ありがとうございました。

18日には、東京都農業会議の事業推進協議会がJ A東京南新宿ビルの会議室で開催され令和2年度の事業計画・予算等が協議され石阪会長が出席されました。

19日夜には農業簿記講習会が北庁舎3階会議室で開催され2名の方が参加いたしました。

20日には、農業者年金制度推進研究会が中野サンプラザ研修室で開催され事務局が参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが12月は20日、金曜日、いつもより若

干遅くなりますが、午後4時から西庁舎3階第4委員会室で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

なお、総会終了後の午後5時30分から親睦会の忘年会を、寿町にあります、木曽路府中店で開催いたしますので、参加をお願いいたします。参加負担金は5千円になります。都合で欠席される方は12月2日までに事務局へご連絡ください。

最後に、新年1月の総会ですが1月21日、火曜日に開催の予定ですので、併せてご承知おきください。

もう一点、本日、2020年版農業委員会手帳をお配りしましたが、身分証明書については、有効期限が2020年7月19日までですので、引き続きご使用ください。以上です。

○議長（石坂委員） はい、ありがとうございます。委員の皆さん、何かご質問等ございますか。（…）

次に、（6）の「その他」ですが、本日は公園緑地課より特定生産緑地についての説明がありますので、公園緑地課の職員が来るまで、5分程休憩とします。

（公園緑地課職員着席）

○議長（石坂委員） それでは再開します。早速、説明をお願いします。

○公園緑地課（轟課長） はい、公園緑地課長の轟です。本日は、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

農業委員会の皆様には、日ごろより大変お世話になっております。

2日前ですが、都市計画審議会がありまして、夏に現地調査及びご審議をいただきました、生産緑地の追加指定につきまして、了承をいただきましたので、今後、引き続き手続きを行ってまいります。

また、先般は、生産緑地のパトロールを行っていただき、詳細に現地確認をいただくなど、お忙しいところ、ありがとうございました。

さて、本日は、みなさまに、ご心配をおかけしております、特定生産緑地に関しまして、簡単ではございますが、お話をさせていただきます。

近隣市の動きなどもあり、皆様にはご心配をお掛けしておりますが、来月に説明会を予定しておりますので、委員の皆様にもご承知いただき、また、ご協力をいただきたく、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。概略の説明となってしまうかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、それでは、特定生産緑地の指定に向けた手続等

について、ご説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、生産緑地は指定から30年経過後において、買取申出が可能となります。これを10年延長する、特定生産緑地制度が創設され、良好な都市環境の形成に寄与する、生産緑地の保全を、引き続き図っていかねばならないと考えております。

資料の1枚目、特定生産緑地の指定に向けた今後の手続等についてでございますが、上段にあります、制度やメリットのお話につきましては、農業委員会での説明会を実施していただいておりますことや、本日、貴重なお時間をいただいていることでもありますので、割愛をさせていただきます。

次に、資料の下段の、指定に向けたスケジュール表をご覧ください。

この表は、特定生産緑地の指定に向けた本市のスケジュールでございます。5月に都市計画審会がございまして、その際お配りしたものでございます。

令和元年度ですが、現在、生産緑地の台帳を基に、個々のデータを精査し、農地台帳等と突合を行っております。

後期として、現時点になりますが、生産緑地の所有者を対象とした、指定手続きの流れや今後のスケジュールなど説明会を開催させていただく予定でございます。

詳細については、後程、説明させていただきます。

その後、生産緑地をお持ちの皆様へ、生産緑地に指定されている地番ごとに申出基準日を記載した、申出基準日到来通知とアンケートを送付し、現時点での特定生産緑地指定に関する、所有者の方のお考えを確認したいと考えております。

次に、令和2年度の範囲をご覧ください。

前期ですが、特定生産緑地の指定意向確認手続き等に関する説明会を開催する予定としています。その後、指定意向の確認通知を送付させていただく予定としております。

後期ですが、指定手続きの第1回目として、特定生産緑地指定の受付を開始する予定としております。

この予定についてですが、皆様からのお問い合わせも多くあり、もう少し前倒しすることを検討しております。

説明会では、もう少し詳細なスケジュールをお示ししたいとお思います。

一定期間の指定関係書類の受付を行った後、これを取りまとめ、その右側の令和3年度、前期、春ごろに開催される予定の、府中市都市計画審議会で、この指定に

についての意見を聴取させていただきたいと考えております。

次に、指定手続きの2回目として、一定期間の指定関係書類の受付を行った後、秋ごろに開催される予定の、府中市都市計画審議会で、この指定についての意見を聴取させていただきたいと考えております。

こちらにも同様に日程については、再検討をしているところでございます。

次に、令和4年度の範囲をご覧ください。

最初の申出基準日である、令和4年10月28日の前に、特定生産緑地の指定の、公示を行う予定です。

なお、特定生産緑地としての効力が発生するのは、申出基準日以降となります。

また、平成4年以降に追加指定された生産緑地についても、申出基準日に合わせて、同様の手続を行っていくこととなります。

以上で、スケジュール表の説明を、終わらせていただきます。

続きまして、次ページ、府中市都市計画生産緑地の申出基準日到来のお知らせをご覧ください。

申出基準日を迎える生産緑地について、所有者の方にお知らせし、生産緑地の把握をしていただくと共に、特定生産緑地へ移行を検討する資料とさせていただきます。

次ページが一覧となり、筆ごとに記載しています。

次ページは特定生産緑地の説明資料となります。

続きまして、次のページ、府中市生産緑地所有者以降に関するアンケート調査票をご覧ください。

こちらは、所有者の方々に、生産緑地についての現在の考え方をお聞かせいただくものです。

今後、特定生産緑地に関する意思確認などに、このアンケート調査を参考にさせていただきたいと考えておりますので、是非、皆さまにご回答をいただきたいと思いますと考えております。こちらは返信用封筒を同封し、記入後公園緑地課へご返送いただくようにしたいと考えております。アンケートは3枚ほどございまして、最後に問7で自由意見を書く欄となっています。

続きまして、次ページをご覧ください。

今後、予定しております説明会についての資料となります。

説明会につきましては、石坂会長ともご相談させていただき、市内東西の各3か

所の文化センター計6か所で実施したいと考えております。

日程については、会場の空き状況等の都合から、記載のとおり、12月12日、木曜日の押立文化センターから、12月24日、火曜日の紅葉丘文化センターとなりますので、よろしくお願いします。

現在、当課では説明会に向けて、準備をすすめております。農業委員会の皆様には、今後のスケジュールや説明会等の進め方についてご理解いただければと思っております。

今回お話しした全体的な流れ等の内容につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

○委員（戸塚委員） はい、1ページのスケジュール表の令和3年度の指定手続き2回目を過ぎてしまった場合は、何か問題があるのでしょうか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、都市計画審議会に諮らないと指定・告示ができませんので、審議会に合わせて春と秋2回の締切りを設けてあります。

○委員（戸塚委員） お年寄りで分からなかったり、迷っていたりしていた場合に締切りに間に合わないことが十分考えられるのですが。

○公園緑地課（宮本係長） 所有者個々の方にお知らせをするわけですが、1回目で何の応答がなかった方には個々に面談し、確実に意思の確認を取るなど全員の意向を確認し進めていきたいと考えています。

○委員（戸塚委員） 特定生産緑地制度に係る人全員に生産緑地の情報を筆ごとに知らせてもらえるのですよね。

○公園緑地課（宮本係長） まず初めに資料にある基準日の到来通知を全員の方にお送りします。それには生産緑地一覧として個々に筆ごとに記載したものを添付します。

○委員（戸塚委員） 30年前に生産緑地の表示杭の打込み位置や対象地の番地と図面をもらいましたが、改めてそれを作ってほしいと思っています。その図面は一団の中にあっても個人個人の農地を示してくれているので自分の農地が分かりやすくなっています。

○公園緑地課（宮本係長） 図面は付ける予定ですが、地区ごとの図面となるので、その地区が複数の方で構成されていると、個人の方の分だけは分からないと思われます。

○委員（戸塚委員） 30年の節目にもなるので、それを作ってもらえると自分の農地が分かりやすく、次の代にも役に立ちますので、是非、今回作っていただきたいと思います。また、12月は忙しく説明会に出られないことも考えられるので、他の日程で説明会を開く考えはありますか。

○公園緑地課（宮本係長） 4月以降に指定手続きの申請書類をお送りする予定ですが、その前段として、書類の記載方法等の説明会を今回同様6か所で開きたいと考えていますので、その時にご質問をいただくこともできますし、個別に聞いていただければ、その都度、対応してまいります。

○委員（河内委員） 資料にある元年度の終わりに申出基準日到来通知とありますが、これは今回が初めてですか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、初めてです。

○委員（河内委員） 今まで農協や農業委員会で何回か説明会を行っていましたが、特に年配の方は自分の農地が対象なのか理解していないケースが多いように感じていますので、送る前に何かしら説明した方が良いと思いますが。

○公園緑地課（宮本係長） はい、今回の説明会ではスケジュールと申出基準日到来通知の説明がメインとなりまして、申出基準日到来の説明では、お知らせ文書、対象の農地の一覧、アンケート等で構成されているので、アンケートではご自身の意向を記して、必ず返送してほしいなどの説明をする予定です。

その後、実際の申出基準日到来通知が手元に届きますので、不安は少ないと思っています。

○委員（市川委員） その通知に漏れがあり、特定生産緑地に指定できず、いつの間にか税が上がってしまったら、どうなりますか。救済措置はありますか。

○公園緑地課（宮本係長） そういうことがないように、訪問も含め対象者全員とコンタクトを取り、意向の把握に努めたいと考えています。

○委員（市川委員） 基本は固定資産税の課税一覧の生産緑地と記載されている農地になりますよね。

○公園緑地課（宮本係長） そうですね。ただ指定月日はそこでは分からないので、その中に含まれているとしか言えないですね。

○委員（田中繁委員） 課税台帳と生産緑地台帳との突合はしますか。

○公園緑地課（宮本係長） 国から固定資産課税台帳との突合はできないと通知がきていますので、現段階では突合の予定はありません。

○委員（田中繁委員） 東京都との協議は必要ですか。

○公園緑地課（宮本係長） 府中市都市計画審議会の意見聴取前までに、都と協議をする必要があります。ただし、今回は指定関係資料を送れば良いと変わってきているようですが、詳細は確認中です。

○委員（田中繁委員） 東京都との協議に地図を添付すると思いますが、今回も添付しますか。するのであれば時間がかかなり必要と思われますが。

○公園緑地課（宮本係長） はい、おっしゃるとおりで、事務処理にかかなり時間がかかりますので、それに間に合うように締切りを設けさせていただくようになります。

○議長（石坂委員） よろしいですか。（…）

それでは、特定生産緑地関係はこれで終わります。公園緑地課職員の方が退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（石坂委員） それでは、その他で委員さんから何かありますか。（…）

事務局からありますか。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、今年、いくつかの台風が発生しましたが、農業委員会系統組織として、被災した農業者等の一日も早い復興を支援するため全国農業会議所から義援金の依頼が、東京都農業会議経由でありました。

つきましては、昨年7月に西日本豪雨災害義援金で親睦会より10万円寄付させていただいておりまして、同様に親睦会より支出させていただいてよろしいでしょうか。また金額についてはどうするかご意見を賜りたいと思います。

○議長（石坂委員） 如何でしょうか。これは親睦会からですか。

○事務局（小柴事務局長） はい、そうなります。大変僭越ですが、金額は委員さん一人当たり5千円で計10万円とし、昨年と同額でどうでしょうか。

○議長（石坂委員） 皆さんよろしいですか。（「はい」の声）

では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第29回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時05分閉会